

北洋銀行 定期預金規定 自由金利型定期預金規定【大口定期預金】 新旧対照表

(平成25年1月1日改正)

現 行	改 正 後
<p>・自由金利型定期預金規定</p> <p>1～3 省略</p> <p>4.(利息)</p> <p>(1)(2)省略</p> <p>(3)当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および後記5.(3)の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>次の および のうちいずれか低い利率。(および の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、 の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)</p> <p>A. 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合</p> <p>a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>c. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日から4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>c. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%</p> <p>d. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>e. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%</p> <p>f. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>g. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p>	<p>・自由金利型定期預金規定</p> <p>1～3 省略</p> <p>4.(利息)</p> <p>(1)(2)省略</p> <p>(3)当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および後記5.(3)の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>次の および のうちいずれか低い利率。(および の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、 の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)</p> <p>A. 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合</p> <p>a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>c. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日から4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>c. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%</p> <p>d. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>e. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%</p> <p>f. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>g. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p>

C. 預入日の4年後の応当日から5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- c. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%
- d. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- e. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%
- f. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%
- g. 3年以上4年未満 約定利率×60%
- h. 4年以上5年未満 約定利率×70%

D. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- c. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×10%
- d. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- e. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×20%
- f. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×20%
- g. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- h. 4年以上5年未満 約定利率×70%

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入とした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(4) 省略

以 上

C. 預入日の4年後の応当日から5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- c. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%
- d. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- e. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%
- f. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%
- g. 3年以上4年未満 約定利率×60%
- h. 4年以上5年未満 約定利率×70%

D. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- c. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×10%
- d. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- e. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×20%
- f. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×20%
- g. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- h. 4年以上5年未満 約定利率×70%

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入とした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

ただし、 における6ヶ月以上経過後の解約時適用利率は、解約日における普通預金利率を下限とします。

(4) 省略

以 上

北洋銀行 定期預金規定 自由金利定期預金（M型）規定【スーパー定期】 新旧対照表

（平成25年1月1日改正）

現 行	改 正 後																																								
<p>・自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>1～3 省略</p> <p>4.(利息)</p> <p>(1)(2)省略</p> <p>(3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および後記6.(3)の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>預入日の3年後の応当日から4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>D. 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>E. 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>F. 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>G. 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> </table> <p>預入日の4年後の応当日から5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p>	A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	C. 1年以上3年未満	約定利率×70%	A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×10%	C. 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×20%	D. 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×20%	E. 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×30%	F. 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×40%	G. 3年以上4年未満	約定利率×60%	<p>・自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>1～3 省略</p> <p>4.(利息)</p> <p>(1)(2)省略</p> <p>(3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および後記6.(3)の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>預入日の3年後の応当日から4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>D. 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>E. 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>F. 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>G. 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> </table> <p>預入日の4年後の応当日から5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p>	A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	C. 1年以上3年未満	約定利率×70%	A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×10%	C. 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×20%	D. 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×20%	E. 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×30%	F. 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×40%	G. 3年以上4年未満	約定利率×60%
A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																																								
B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%																																								
C. 1年以上3年未満	約定利率×70%																																								
A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																																								
B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×10%																																								
C. 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×20%																																								
D. 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×20%																																								
E. 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×30%																																								
F. 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×40%																																								
G. 3年以上4年未満	約定利率×60%																																								
A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																																								
B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%																																								
C. 1年以上3年未満	約定利率×70%																																								
A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																																								
B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×10%																																								
C. 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×20%																																								
D. 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×20%																																								
E. 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×30%																																								
F. 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×40%																																								
G. 3年以上4年未満	約定利率×60%																																								

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×10%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×20%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×20%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

(4) 省略

5.〔自由金利型定期預金(M型)複利型の利息(一部解約可能型)〕

(1)(2) 省略

(3) 当行がやむを得ないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合、および後記6.(3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

預入日の3年後の応当日から4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×10%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×20%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×20%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

ただし、6ヶ月以上経過後の解約時適用利率は、解約日における普通預金利率を下限とします。

(4) 省略

5.〔自由金利型定期預金(M型)複利型の利息(一部解約可能型)〕

(1)(2) 省略

(3) 当行がやむを得ないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合、および後記6.(3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

預入日の3年後の応当日から4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%

預入日の4年後の応当日から5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×10%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×20%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×20%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

(4)(5)省略

以上

- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%

預入日の4年後の応当日から5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×20%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×30%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×10%
- D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×20%
- F. 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×20%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

ただし、6ヶ月以上経過後の解約時適用利率は、解約日における普通預金利率を下限とします。

(4)(5)省略

以上